

## 参考賃借料（地代）

### 【作成意図】

参考賃借料は、法律などで定められたものではなく、平成26年度に目安となる賃借料の設定要望を受け、3年に1度作成しているものです。決して強制するものではありません。あくまでも契約は、貸手（地権者）と借手（担い手）が話し合いにより賃借料は決定してください。

なお、毎年「村上市賃借料情報」も公表しておりますので合わせて参考としてください。

### 【改正点】

- ・国際情勢等による生産費の燃油や資材、肥料の高騰及び人件費の増額を見込んだ改正です。
- ・地域計画に伴い令和7年4月以降の新規契約が中間管理機構での契約が主となることからお金のやり取りとなり、物納ができなくなるため物納の表記を廃止しました。

村上市農業再生協議会  
村上市農業委員会  
令和6年4月1日改正

地域名	区 分		参考賃借料(10a 当り)	改良区費区分
村上地域	第1地区	ほ場整備済地、30a 以上	14,000	経常賦課金は借手負担 特別賦課金は貸手負担
	第2地区	ほ場整備済地、30a 未満	10,500	
	第3地区	未整備地	5,000	
荒川地域	第1地区	ほ場整備済地、30a 以上	13,000	経常賦課金・特別賦課金は借手負担
	第2地区	20a 区画圃場	10,000	
	第3地区	上記以外のほ場	6,000	
神林地域	第1地区	ほ場整備済地	14,000	経常賦課金は借手負担
	第2地区	裏面「地区詳細」参照	12,000	
	第3地区	裏面「地区詳細」参照	8,000	
	第4・5地区	上記以外のほ場	—	
朝日地域	舘越地区	舘越地区 20a 以上	12,000	経常賦課金等は貸手負担 ※上記賦課金を借手が負担する場合は金額から改良区費を控除して決めてください
		舘越地区 20a 以下	10,000	
		長津地区	12,000	
		条件不利ほ場	5,000	
	三面地区		9,000	
		条件不利ほ場	貸手と借手で話し合い	
	高根地区	高根川沿岸地区	16,000	
		高根、北大平	6,000	
		薦川	9,000	
		条件不利ほ場	貸手と借手で話し合い	
	猿沢地区		15,000	
		条件不利ほ場	貸手と借手で話し合い	
	塩野町地区		10,000	
中山間地域（葡萄、荒沢等）及び条件不利ほ場		貸手と借手で話し合い		
山北地域	第1地区	裏面「地区詳細」参照	10,000	
	第2地区	裏面「地区詳細」参照	8,000	
	第3地区	裏面「地区詳細」参照	5,000	

【補足】

- ① 土地改良区の組合員資格については、貸手と借手のどちらになるか両者で話し合いの上、決定してください。
- ② 鳥獣被害のあるほ場やほ場条件により収量が少ない特殊ほ場については、貸手と借手で話し合いの上、決定してください。

地区詳細

神林地域

区 分	該当集落ほ場
第2地区	飯 岡 [上屋敷・上川原]、山 屋 [前坪]、下助淵 [前田・稲葉崎・石橋・山元]、福 田 [前川原・諏訪前]、牧 目 [北中沢・屋敷添・宮ノ前]、今 宿 [宮ノ前]、小口川 [中江向]
第3地区	桃 川 [住吉]、南大平 [前田・黒土田・家ノ前・浅尾・太田・日入場・川向・稲葉下・漆木畑]、殿 岡 [荒屋敷]、小 出 [山下・大苗代・町野]、有 明 [浦山添・山ノ下]、山 屋 [庵ノ入・家ノ前・大場沢]、下助淵 [本屋敷・提ノ下]、七 湊 [大沢・太田・山崎・馬場・蛭田・宮ノ前・道印田]、葛籠山 [山添・籠山下]、平 林 [上中島]、宿 田 [深田]、北新保 [野地元]
第4・5地区	ほ場整備済及び上記以外のほ場

※上記 [ ] 書きは小字名です。

山北地域

区 分	該当集落
第1地区	府 屋、堀ノ内、温 出、杉 平、中 継、北 中、寝 屋、勝 木、間 瀬、下大蔵、立 島、長 坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内、北赤沢、北田中、上大島、寒 川、越 沢
第2地区	塔 下、遅 郷、岩 石、荒川口、小 俣、大 毎、北黒川、中津原、下大島
第3地区	中 浜、大谷沢、碁 石、朴 平、大 代、雷、山熊田、大 沢、荒 川、桑 川、脇 川

農地契約について

令和7年3月で、基盤強化法（相対契約）による新たな農地契約はできなくなります。令和7年4月以降の契約方法は、「農地バンク法（農地中間管理機構の手続き）」が主になりますが、現在契約している基盤強化法（相対契約）による契約は、契約期間満了後、農地バンク法の契約へ随時変更となります。

農地バンク法の契約は、中間管理機構が賃借料から手数料を貸手0.5%、借手0.5%徴収されますが支払いは適正に実施されます。また、中間管理機構を介したお金でのやり取りとなります。このため物納はできなくなりますので、物納については、借手と相談していただくこととなります。



参考賃借料に関する問合せ先：村上市農業委員会 電話：66-6120